



## 医療機関等の受診

# 病気やケガで医療機関等にかかるとき

### 健康保険の使用で何が変わる？

被保険者や被扶養者が仕事とは関係のない事由により病気やケガをしたときは、医療機関等でマイナ保険証等を利用すると、一部負担金を支払うことで診療や投薬などを受けることができます。一部負担金は、年齢などによって負担割合が区分され、入院した場合には、食事代として標準負担額も負担します。

※医療機関の受診方法は、P.5 参照



#### ●一部負担金の割合

義務教育就学前		2割負担
義務教育就学以降70歳未満		3割負担
70歳以上75歳未満 (後期高齢者医療の 対象者を除く)	一般	2割負担
	現役並み所得者※	3割負担

※現役並み所得者＝標準報酬月額28万円以上の被保険者とその被扶養者。ただし、高齢受給者の被保険者・被扶養者の年収合計額が520万円（被扶養者がいない場合は383万円）未満のときは、申請により一般に区分。

#### ●入院時の食事代の標準負担額

区分	1食あたり負担額	
	2025年3月31日以前	2025年4月1日以降
一般(下記に該当しない場合)	490円	510円
低所得者世帯※	90日までの入院	230円
	91日以降の入院	180円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	110円	110円

※被保険者が住民税の非課税者等である場合



### 仕事が原因で病気やケガをした場合は？

業務災害や通勤途上の災害などが原因の病気やケガについては、原則として労災保険の適用となり、健康保険は使用できません。ただし、被保険者が5人未満の法人役員であって、一般従業員が従事する業務と同一である業務を遂行している場合、その業務に起因する病気、ケガなどは、健康保険の給付対象となります。労災保険に該当するかどうかは、労働基準監督署が認定を行いますので、詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。

#### 健康保険が使えないケース(例)

- 美容を目的とする整形手術
- 近視の手術
- 歯の矯正
- 予防注射
- 健康診断、人間ドック
- 正常な妊娠・出産
- 経済的理由による人工妊娠中絶
- 保険適用が認められていない治療法や薬(先進医療等)
- 健康保険の目的からはずれるような病気やケガをしたとき

#### Check

### 保険との併用が認められる保険外診療について

健康保険では、保険が適用されない保険外診療があると保険が適用される診療も含めて、医療費の全額が自己負担となります。ただし、保険外診療を受ける場合でも、「評価療養」「患者申出療養」「選定療養」として認められている診療については、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料など)は一般の保険診療と同様に扱われ、その部分の一部負担金を支払うことになり、残りの額は「保険外併用療養費」として健康保険から給付が行われます。

#### 評価療養と選定療養の主なもの

- 先進医療
- 特別の療養環境の提供
- 予約診療・時間外診療
- 200床以上の病院の未紹介患者の初診
- 180日を超える入院
- 前歯部の材料差額



## 整骨院・接骨院等にかかるとき



### 医療機関等以外で健康保険は使えますか？

健康保険の対象となる範囲は限られますが、柔道整復師が施術を行う整骨院・接骨院や、はり・きゅう・マッサージ等で使用できる場合があります。これらの施設で健康保険を使用する場合、一旦全額を自己負担し、申請により給付を受けるのが原則ですが、登録した施術者が患者に代わり保険給付分を保険者に請求できる「受領委任制度」が認められています。そのため健康保険を使用することで、医療機関等にかかったときと同じように、一部負担金のみで支払いで施術を受けることができます。

### 整骨院・接骨院で健康保険が使えるケース

※肩こり、疲労回復が目的のマッサージ等には使えません。  
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。(応急処置を除く)

#### 負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガのうち次のもの

- 骨折、脱臼 ●打撲 ●捻挫 ●挫傷(肉離れ等)

### 鍼灸院やマッサージで健康保険が使えるケース

※医師の同意が必要です。

#### はり・きゅうの場合

主として

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩

- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなど同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

#### マッサージの場合

筋麻痺や関節拘縮等の症状があり、医療上必要と認められているとき



Check

### Q & A

Q1

加入して間もなく、医療機関等で医療費を全額自己負担しましたがどうすればいいですか？

A1

医療費を全額自己負担した場合は療養費の請求を行うことにより、後日医療機関等に支払った金額のうち**自己負担分以外の額が支給**されます。

Q2

マイナンバーカードでの受診はどうすればいいですか？

A2

**マイナポータル**等より**マイナンバーカードの保険証利用の登録**を行い、オンライン資格確認対応の医療機関等窓口でマイナンバーカードを利用してください。

※すべての医療機関等で利用可能とは限りませんので、事前に医療機関等へご確認ください。